



平成31年度 埼玉県民間事業者向け CO₂排出削減設備導入補助金

県内に所在する中小企業等※が所有、使用する事業所において実施するCO₂排出量の削減に資する設備導入費用の一部を県が補助する事業です。

※ 民間事業者(埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例(平成14年12月24日条例98号)第2条の規定に基づく中小企業者に限る。)

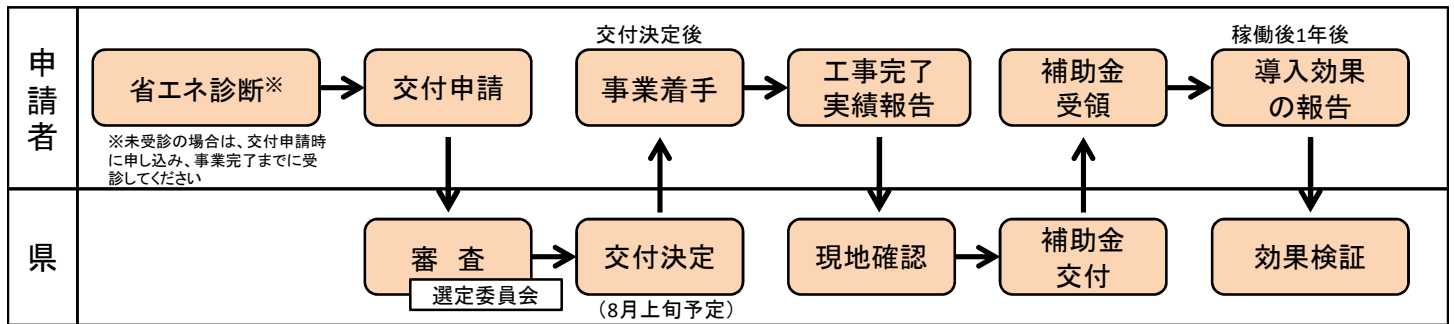


1. 事業フロー

申請受付期間

大規模事業所：令和元年5月7日(火)～**6月14日(金)**

大規模事業所以外の事業所：令和元年5月7日(火)～**6月7日(金)**



2. 対象事業 ～設備整備前よりCO₂排出量が削減される事業が対象～

- ①省エネ設備導入事業……CO₂排出量削減に資する設備の導入
- ②ESCO事業……ESCO事業(ESCO事業者が省エネ効果の達成を保証)に基づく設備改修

【導入例】

- ・ボイラー等の燃料転換(重油から都市ガスへなど)
- ・照明設備の効率化(水銀灯からLED照明への更新など)
- ・空調設備等の効率化(高効率設備への更新など)
- ・高効率熱源等の導入(ヒートポンプなど)
- ・インバータ制御の導入
- ・再生可能エネルギー利用設備の導入(太陽光発電設備など)(全量売電を除く)

3. 1 大規模事業所向けの補助率等

※算出の結果、1万円未満は切り捨て

対象者 **大規模事業所**(年間エネルギー使用量(原油換算)が3年連続して1,500キロリットル以上の事業所)
(注)大規模事業所以外の事業所は裏面をご覧ください

補助率 補助対象経費の**3分の1** **補助上限額：2,000万円** (いずれか低い額)

※国の補助金等との併用 **可** (埼玉県の他の補助金等の併用は不可)
ただし、**県補助金の額は、国補助金等との合計が補助対象経費の1/2以内となる額とします。**

- 補助対象経費の額が、150万円以上の事業を対象
- 費用対効果が、5万円以下の事業
費用対効果＝補助金申請額÷(導入設備による年間CO₂排出削減予測量×導入設備の法定耐用年数)
- 1つの民間事業者が複数事業所を対象に申請する場合、補助申請できる合計金額は2,000万円以内とします。
また、1つの民間事業者が中小規模事業所(大規模事業所以外の事業所をいう。)向けCO₂排出削減設備導入補助金を同時申請する場合、大規模事業所で補助申請できる金額は、中小規模事業所の補助申請額との合計が2,000万円以内とします。

3. 2 大規模事業所以外の事業所向けの補助率等

※算出の結果、1万円未満は切り捨て

①省エネ設備導入事業

補助率：補助対象経費の3分の1 補助上限額：500万円（いずれか低い額）

※他の補助金、助成金の併用 **不可**

②ESCO事業

補助率：補助対象経費の4分の1 補助上限額：1,000万円（いずれか低い額）

※国の補助金等との併用 **可**（埼玉県その他の補助金等の併用は不可）
ただし、県補助金の額は、国補助金等との合計が補助対象経費の1/2以内となる額とします。

- 補助対象経費の額が、30万円以上の事業を対象
- 費用対効果は大規模事業所同条件
- 事業者が複数事業所を同時申請する場合、補助申請できる合計額は次のとおり
①省エネ設備導入事業：500万円以内 ②ESCO事業：1,000万円以内

4. 対象経費

●設備の導入に伴う**機器費**及び**工事費**

項目	①省エネ設備導入事業	②ESCO事業
機器費	機器費、必要不可欠な付属機器	
		改修後のエネルギー使用量に関する計測機器、エネルギー管理設備（機器の台数制御、出力制御等を自動的に行う機能を有するもの）
工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費等（補助対象事業を行うために不可欠な工事の費用）	

導入された設備が償却対象資産に登録され、耐用年数期間中資産管理されるものを対象とします。

[補助対象外経費] 撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税等

※過剰なもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたもの、中古設備の導入、居住用途への導入、車両の購入、灯具本体の更新を伴わない「光源単体」での導入、照明の球替えなどの消耗品や部品交換などの修繕等は対象外とします。

※自社製品、自社施工、関連会社の調達分（施工含む）は、利益等排除後の経費のみを対象経費とします。

5. 審査・選定、補助の主な条件

- ・外部有識者による選定委員会の審査を経て、予算の範囲内で交付決定又は不交付決定を行います。
- ・補助金の交付決定前に**補助対象工事**に着手（**工事発注含む**）してはならないものとします。
- ・法人県民税及び法人事業税（個人の場合：個人県民税及び個人事業税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。等 ※詳細は募集要領を参照

6. 申請書の提出

※申請受付期間に正本1部を提出してください。

代理申請は不可です。必ず申請者本人※が、交付申請書（様式第1号）や必要書類を、温暖化対策課に持参又は郵送してください。※ESCO事業、リース事業の場合は、ESCO事業者、リース事業者でもよい。

- 詳細は募集要領で御確認ください。
- 募集要領、指定様式等は、埼玉県ホームページからダウンロードしてください。
（大規模事業所） <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/daikibosien.html>
（大規模事業所以外） <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/2019co2sakugensien.html>

（問い合わせ先） **埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当**

住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 FAX 048-830-4777

<大規模事業所>：電話 048-830-3043 E-mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

<上記以外>：電話 048-830-3021 E-mail a3030-04@pref.saitama.lg.jp